

第6回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年11月27日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第13号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 5 | 報告第14号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 6 | 報告第15号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 7 | 議案第19号 現況証明願について | 1件 |
| 第 8 | 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について | 6件 |
| 第 9 | 議案第21号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 3件 |

○出席委員(13名)

1番 澁谷 洋 君	3番 高原 文男 君	4番 橘 澄子 君
5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
13番 津野 斉 君	14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君
16番 佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

■番 ■■■■■ 君 ■番 ■■■■■ 君

○欠席委員(3名)

2番 高松 俊男 君 11番 類瀬 正幸 君 12番 熊谷 英二 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 若松 務 君
主任 高橋 望 君	主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第6回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時21分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

10番・平間君 13番・津野君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第6回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第13号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第13号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

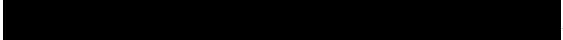
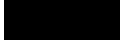
○振興係長（若松 務君） はい。

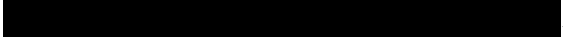
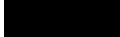
報告第13号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野基線65-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,197㎡外1筆、合計の面積は25,515㎡。

設定内容は、賃貸借。

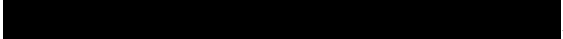
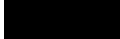
契約年月日は、平成26年5月1日。

契約期間は、平成26年5月1日から平成31年4月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年11月13日であります。

なお、番号2につきまして、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2。

賃貸人、、さん。

土地の表示、字オソツベツ408-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,062㎡外4筆、合計の面積が99,393㎡。

契約年月日は、平成27年7月31日。

契約期間は、平成27年7月31日から平成32年7月30日までです。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第13号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第14号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第14号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第14号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出者、[redacted]、[redacted]さん。

申出面積、39.6ha。

指名年月日、平成29年11月13日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、高松委員、嶋中委員、高橋委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第14号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第15号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第6。報告第15号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、[redacted]番・[redacted]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（[redacted]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

報告第15号についてご説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、[redacted]、[redacted]さん。

あっせん委員長、鈴木委員。

あっせん委員、山本委員、笛木委員。

報告年月日、平成29年5月2日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別442-1。

現況地目、畑。

面積、4, 844 m²外1筆、合計面積は36, 384 m²。

価格、362, 000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員である笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

報告第15号、番号1について報告致します。

平成29年4月20日に、あっせん委員の指名があり、4月28日に鈴木委員、山本委員と、私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました鈴木委員より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ましたので、5月2日にXXXXXXXXXXにおいて、地元農地部会のみなさんの協力によりまして、譲受希望者を調整していただきまして、XXXXXXXXXXさんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明致します。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、高橋委員、大泉委員。

報告年月日、平成29年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線48-1。

現況地目、畑。

面積、4, 798 m²外2筆、合計面積は11, 679 m²となっております。

価格、304, 000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号2につきましては、あっせん委員である高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第15号、番号2について報告致します。

平成29年4月21日に、あっせん委員の指名があり、4月26日に高松委員、大泉委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より、 さんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ましたので、5月8日に におきまして、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、 さんに決定致しました。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第15号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第19号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第19号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第19号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字上多和原野基線52-11。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、5, 102㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、雑種地。

所有者名、申請者名共に[]さん。

調査委員は、高原委員、森田委員、大泉委員、笛木委員。

調査年月日は、平成29年11月16日であります。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第19号、番号1について報告致します。

調査依頼がありまして11月16日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、笛木委員、高原委員、森田委員と私と、事務局からは若松係長と、申請者の[]さんの案内で、現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

この土地は、住宅周りです。農地採草放牧地以外を確認しております。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第19号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第20号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第20号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

貸付人、[]、[]さん。

借受人、[]、[]さん。

土地の所在、字中チャンベツ 2 4 2 - 1 9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9 1, 2 5 5 m²外 2 7 筆、合計面積は 8 1 2, 9 6 6 m²となっております。

契約の種類、使用貸借（許可の日から 2 5 年間）。

権利移転設定の理由、貸付人は次男に経営移譲したい、借受人は営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員については、4 名となっております、貸付人と借受人は同一世帯となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が 8 1 2, 9 6 6 m²となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお番号 1 につきましては、調査委員であります甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6 番・甲斐君。

○6 番（甲斐やす子君） 6 番・甲斐です。

議案第 2 0 号、番号 1 について報告致します。

1 0 月 2 0 日に事務局より調査の依頼があり、1 1 月 1 6 日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の■■■■さんは、後継者である■■■■さんに使用貸借により経営を譲渡するための今回の申請となりました。

家族間での経営移譲でありますので、■■■■さんが申請地を借受け後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、これまで同様に周辺農地への影響なく、効率的に利用することが見込めると判断致します。

■■■■さんの耕作する農地面積は、8 1. 2 h a となりますので、下限面積要件を満たしています。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました 6 番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて番号 2 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号 2 について説明させていただきます。

貸付人、■■■■、■■■■さん。

借受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 3 1 2 - 1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、111, 107㎡外24筆、合計面積は718, 279.00㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可の日から25年間）。

権利移転設定の理由、貸付人は長男に経営移譲したい、借受人は営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員、3名となっております、同一世帯となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が718, 279.00㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお番号2につきましては、類瀬委員に調査を依頼しておりましたが、欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに事務局より報告させていただきます。

議案第20号、番号2について報告致します。

平成29年10月20日付けで調査依頼がありまして、11月9日に調査を行っております。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の■■■■さんは、後継者である■■■■さんに使用貸借により、経営を譲渡するため今回の申請となりました。

家族間での経営移譲でありますので、■■■■さんが申請地を借受け後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、これまで同様に周辺農地への影響なく、効率的に利用することが見込めると判断致します。

■■■■さんの耕作する農地面積は、71.8haとなりますので、下限面積要件を満たしています。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました11番・類瀬君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

貸付人、■■■■、■■■■さん。

借受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字阿歴内19-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、106, 504㎡。

契約の種類、賃貸借（許可の日から3年間）。

権利移転設定の理由、貸付人は相手方要望、借受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、267,500円。

世帯員又は構成員、貸付人が1名、借受人は2名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が106,504㎡、借受人が123,755㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお番号3につきましては、調査委員であります津野委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第20号、番号3について報告致します。

10月30日に事務局より調査依頼がありまして、11月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の■■■■さんは、■■■■さんの要望により、農地を賃貸し、借主の■■■■さんは農地を借受け粗飼料の確保を図り、経営改善するため今回の申請となりました。

■■■■さんが、申請地を借受後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地へ影響なく効率的に利用されるかについても、確認してまいりました。

また、■■■■さんには後継者もおりますので、その部分についても問題ありません。

■■■■さんの、農地所有面積は、申請地を含め合計面積が23haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号5まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで、内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4について説明させていただきます。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野15線東12-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、23,321㎡外6筆、合計の面積が116,211㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に双方利便性のため交換する。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人は3名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が2,139,509.44㎡、譲受人が1,085,467㎡うち借入地が35,847㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

続いて番号4を説明させていただきます。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野16線東7-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、40,390㎡外2筆、合計の面積が89,234㎡。

なお、契約の内容、従事者、畑等につきましては、番号4と同じですので説明を省略させていただきます。

番号4,5につきましては、調査委員であります森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田 享子君） 7番・森田です。

議案第20号、番号4,5について報告致します。

11月13日に事務局より調査依頼がありまして、11月15日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

この申請は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが、お互いの利便性を考慮し、農地の交換を行うことにより、利用集積を図るための申請です。

[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地に影響なく効率的に利用されるかについても確認しました。

[REDACTED]さんの農地所有面積は、申請地を含め合計面積が222.8ha、[REDACTED]さんの農地所有面積は、申請地を含め合計面積が120.1haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4から番号5まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

(XXXXXXXXXX君復席)

以上をもって、議案第20号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第21号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第21号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第21号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり3件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XX、XXさん。

利用権の設定等をする者、XX、XX

XXさん。

土地の所在、字上多和69-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、2,911m²外11筆、合計の面積が246,709m²。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成29年11月30日。

対価の支払期限は、平成30年1月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、9,782,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線48-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,798㎡外2筆、合計の面積が11,679㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成29年11月30日。

対価の支払期限は、平成29年12月29日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、304,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1、番号2につきましては、あっせん案件でありますので改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで、内容2件については、原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、[REDACTED]番・[REDACTED]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[REDACTED]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号3について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別442-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,844㎡外1筆、合計の面積が36,384㎡です。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成29年11月30日。

対価の支払期限は、平成29年12月29日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、362,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては、あっせん案件であるため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については、原案可決されました。

（ 君復席）

以上をもって、議案第21号、内容3件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第6回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第6回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時00分閉会）